

## 平成29年度 第2回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会 議事録

1 日時：平成29年10月4日（水）10：00～11：40

2 場所：千葉ポートサイドタワー12階 第1会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

保坂 亨 委員長、黒川 雅子 副委員長、岩崎 弘一 委員、永嶋 久美子 委員、星 幸広 委員

#### (2) 教育委員会職員

神崎 広史 教育次長、伊藤 裕志 学校教育部長、大井 力 学事課長

中嶋 のり子 教育指導課長、古山 智和 保健体育課長

根本 厚 教育センター所長、吉岡 龍子 養護教育センター所長

#### (3) 事務局

福本 順 教育支援課長、小田 將史 教育支援課主任指導主事

宮野 昭仁 教育支援課指導主事

### 4 議題

(1) 「千葉市いじめ防止基本方針（改定案）」について

(2) その他

### 5 議題の概要

(1) 「千葉市いじめ防止基本方針（改定案）」について

事務局から説明があり、委員から意見聴取。

(2) その他

事務局から説明。

### 6 議題の概要

#### ○開会

**（福本教育支援課長）** それでは、この後の議事進行につきましては、保坂委員長よろしくお願いたします。

#### ○議題 千葉市いじめ防止基本方針（改定案）について

**（保坂委員長）** 会次第によりまして議事を進めさせていただきます。本日の議題は、「千葉市いじめ防止基本方針」の改定案についてとなります。それでは、議事に入ります。事務局より説明があります。お願いします。

**（小田主任指導主事）** 本日もどうぞよろしくお願いいたします。第1回の協議をいただきまして、委員の皆様からご意見をいただきました。8月から9月にかけて、市長部局の関係各課それから教育委員会の各課等からご意見をいただきながら、新たに修正したものを中心に、本日提案をさせていただきたいと思っております。

早速ですが、2頁をお開きください。この後、具体的に条文等を見ていただくこととなりますが、前回通りお示した資料には見え消しが入っております。書かれている数字は別添資料としてご用意しました国の方針の改定した新旧対照表とリンクしております。

さて、読み上げます。改定の方針としましては、

1番、国の改定部分について、全てを本市の改定に反映させるのではなく、具体現象について

は、本市教育委員会で作成している「いじめ対応マニュアル」と「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」に盛り込んでいきます。

2番、国の基本方針が3年に1度見直しが行われることを踏まえると、本市の基本方針を頻繁に改定することを原則避けるために、記載内容については恒久的な内容を主としています。

3番、その時々々の社会の要望で変更等を余儀なくされる内容については、できる限り参考・参照資料としての「いじめ対応マニュアル」や「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」に反映することを方針としています。

4番、重大事態への認知や対処については、国が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」によるものとし、原則として、本市の基本方針に新たに盛り込むことはしていません。ただし、必要に応じて修正は行っていきます。

以上、大きな4つの柱になっておりますが、国の今回の改定につきましては、定義が変わるとかアクションが変わるとか、大きなものではありません。そもそも各自治体でとらえ方がまちまちにならないように具体例を示しています。具体事例については、別添資料、参考資料として先ほど申し上げました「いじめ対応マニュアル」や「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」盛り込んでいきます。本日、別添資料として綴じ込んでございます。そちら、網掛けになっているものが、具体事例として新たに盛り込んでいるものでございます。まだ、こちらについては素案段階のものでございますので、今後時間をかけて例示を確認していきたいと思っております。

以上の趣旨のもと、2頁から3頁に明示させていただきました。第1回の本会議において、委員の皆様には、いじめの定義の解釈の明確化について、けんかやふざけあいであっても、背景にある事情をしっかりと調査するんだ。2つ目教育委員会による学校の取組の点検についても学校が指導計画に基づいて行っているかを確認することについても、前回お示ししたとおりです。3つ目の学校基本方針の実施評価につきましては、新たに盛り込んだものですので、後ほどご意見をいただきたいと思っております。4つ目の学校のいじめ対策組織の実効化についても、前回お示ししたとおりです。5つ目のいじめの情報共有の徹底についても、前回お示ししたとおりです。6つ目のいじめの「解消」の定義の詳細化も、前回お示ししたとおりです。7つ目の重大事態への対応につきましては、国の意向も踏まえて、新たに盛り込んだものです。後ほど、具体でご説明申し上げます。最後になりましたが、特に配慮が必要な生徒については、前回お示ししたとおりです。なお、こちらについては、国も方針の中には入れ込まずに、別添の中に具体を入れ込んでいますので、本市もいじめ対応マニュアルの中に入れ込んでいきたいと考えております。

それ以外で、前回ご指摘いただきました「いじめの加害者、被害者」という言葉は使わずに、策定の理念を生かして、「いじめを受けている」あるいは「いじめを行っている」で統一をさせていただいております。

細かい文言については、修正させていただきましたが、主語述語の関係等がわかりやすくなるように整理したものです。改めてここで協議するほどのものではないと考えています。

それから、いくつかの部局からいじめの相談窓口、関係機関ということを盛り込んでほしいとのことでしたが、事務局の方で相談窓口を表にして一覧表にして対応マニュアルに示したいと考えております。

なお、本市が25年度から作成しているマニュアルにつきましては、今回の国の改定方針の中でも、それぞれが対応マニュアルを作って、対応を示した方がいいと言っておりますが、既に本市では先行し、細やかな対応マニュアルを作成しておりますので、こちらを学校現場で生かしていくことを強く考えているところです。

委員長、まず方針と言うことでご説明申し上げました。

**(保坂委員長)** とりあえず、大きな方針についての説明がありました。これに関して、ご質問・ご意見はいかがでしょうか。よろしいでしょう。では、進めてください。

**(小田主任指導主事)** それでは、その次の頁から「千葉市いじめ防止基本方針改定案」について、説明させていただきます。途中で一度、切るような形でご意見を聞かせていただきたいと思います。まず、1頁目をお開けください。前回示したとおりでございます。委員の皆様や関係各課からも、特段意見をもらってはおりませんでした。2頁は特段ございません。3頁お開けください。法規上の問題です。4番「市基本方針における学校の範囲等」でございますが、2行目に義務教育学校がございますが、学校教育法の一部改定に伴って、学校の種類が法規上入ってきましたので、これは入れさせていただきます。こちらについては、特段問題は無かろうかと思っております。続けて、4頁、5頁、6頁、特には変更や修正は加えてございません。7頁、キ「定期的な点検」は、前回お示ししたのですが、どこの取組がというのが見えなかったところがありましたので、網掛け部分の2ヶ所、「各学校の取組や対応を点検する」「各学校に対して必要な指導・助言を行う」と明確にわかった方がよいかと考えて入れ込んでございます。続きまして、8頁をご覧ください。上の部分でございますが、6行、新たに入れ込んだところでございます。その学校が1年間かけて取り組んだ、例えばアンケートや教育面談がしっかり行われたのか等々について、学校評価の自己評価に盛り込んでいくということを国も進めておりますので、本市でも進めていきたいと考えております。しかし、これは新たに出てきたものではなく、前方針においても、学校のアクションがちゃんと行われているのかということについて、PDCAサイクルで評価するとしていたものでございます。本市においても、これまで別添「いじめ対応マニュアル」の一番後ろにあります「いじめ問題への取組についての点検表」を各学校で取組について確認してほしいと提示しております。ただし、具体の個々の内容については、見直しをした上で手引きと一緒に各学校に提示していきたいと思っております。これらのものを活用しながら、各学校で確実に評価を行っていくということを盛り込まさせていただきました。

保坂委員長、ここでいったん切らせていただきます。

**(保坂委員長)** では、ここまでのところでいかがでしょうか。

**(黒川委員)** 今説明いただいた8頁の網掛けの「また」からの学校評価の部分ですが、自己評価に限定的に表現されていたと思うのですが、学校評価イコール自己評価ではないですよね。これについて誤解が生じないような工夫は必要ないでしょうか。文部科学省も、「学校評価」という文言で表現しているのでしょうか。そのため踏襲したということでしょうか。御市においては自己評価ということなんでしょうか。

**(小田主任指導主事)** ありがとうございます。その通りです。どちらにしましても、各学校に対して、この改定をするに当たっては、趣旨と概要の説明が必要になるかと思っております。そのときにわかりやすいように補足させていただこうと思っております。

**(保坂委員長)** 今のやりとりは、新たに変わった網掛けの部分について、「学校評価」という言葉を

使う必要があるかということによろしいのでしょうか。

**(黒川委員)** 「学校評価」というと、「学校関係者評価」等の評価もあります。御市では「自己評価」ということに限定的にこの言葉を用いるということですね。

**(保坂委員長)** ちょっと考えすぎかもしれませんが、学校評価の評価項目に位置づけるというのが重いということなのでしょうか。「また、学校基本方針に基づく取組の実施状況を」までは当然なんです。それを学校評価の評価項目にまで位置づけるというのは、国がその言葉を使っているから、そのままということなんですね。

**(小田主任指導主事)** 評価は、これまでも、先ほどお示したようなものを各学校が活用して行っているのですが、改善を図っていくことに関して、評価項目をしっかり位置づけて評価するようにということを出してきています。学校評価には「関係者評価」や「第三者評価」も含まれてしまうので、黒川委員が、それを全部入れ込んで合わせて学校評価というので、学校が自己評価に限定して行うのであれば、この文言では誤解を生むのではなかろうかのご指摘ではないかと捉えております。誤解のないように、学校評価の中でも自己評価で行っていくということをお示していきたいと思っております。こちらの文言の中には、その具体までは入れないと考えております。もしご意見がありましたらお願いします。

**(保坂委員長)** この学校評価の評価項目の位置づけは、国の方針で指定されているから、それをそのまま使っているということでしょうか。

**(小田主任指導主事)** はい、その通りでございます。

**(保坂委員長)** 「学校基本方針に基づく取組の実施状況」という文言は、そのまま使っているということでしょうか。

**(黒川委員)** 委員長、別添資料「新旧対照表」の2頁の右下にあります。

**(保坂委員長)** かつこの中が長いと思いますが、そのままなんですね。

**(小田主任指導主事)** オリジナルな部分もございます。

**(保坂委員長)** 国の改定に書いてあることをそのまま使わなければならないのでしょうか。

**(黒川委員)** 参酌するということですね。

**(保坂委員長)** どうなんですか。検討してもいいのではないのでしょうか。やはり、学校評価というといずれは第三者評価にしなければなりません。どうなのかなという部分では、ワンクッション置いてもいいんじゃないかと思えますね。かつこの中は、明らかに長い気がしますね。これは、私の理解なんです。最初に話された基本方針で、要は憲法のようにしたいということですよ。あまり変えない大方針としたい。その下で、3年ごとに改定をしたいということですよ。そこから行くと、このかつこの中はいるのかという素朴な疑問が出てきます。国のものを取り入れなければならないのであれば、再考していただいてもいいのではないかと思います。

**(小田主任指導主事)** ありがとうございます。ご指摘の通り、再考させていただきたいと思えます。

**(保坂委員長)** 他にはいかがでしょうか。また戻ってもいいので、説明を先に進めていただきましょう。

**(小田主任指導主事)** それでは、残りの部分を一括して説明させていただきます。8頁(2)学校対策委員会は、基本前回お示したのですが、永嶋委員からもご異議をいただきました。何を新たに入れ込んだかといいますと、(2)の上から7行目、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとある下の行、「内容、案件により他の必要な教職員」という部分で、これまでの

方針の中では学級担任が含まれていない状況がございましたので、事案によっては学級担任をはじめとしたそこに掲げている立場の教諭等を入れながら対策委員会を開き、対策を話し合うという意味で、新たに加えさせていただきました。子どもを間近で見ている学級担任や部活動顧問等が具体で名前を挙げた方がいいのではないかとというのが、現段階の判断でございます。

その後以降、その組織の役割ということで、これまで白丸で示していることを羅列してきましたが、今回、国の方でも未然防止、早期発見・事案対処、学校基本方針に基づく各種取組というこの種別に分けておりますので、本市においても見やすくわかりやすくということから、このように分けさせていただきました。

さらに8頁に戻ります。永嶋委員からご指摘をいただいていることですが、下から2行目にあります、この対策組織が「事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割」にあるんだということ、あくまでも組織で判断をするんだということとをわかりやすく明示した方がいいのではないかとご意見をいただきましたので、加えさせていただきました。

9頁、10頁、11頁、12頁、13頁、前回ご承認いただいたところでございます。

最後になります。14頁の中段に6行付け加えさせていただきました。重大事態に関することになります。読みあげます。これは、国の方針をそのまま受け入れております。「なお、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。」これまでも国のものには書かれてはいるのですが、改めて誤解が生じないように保護者や当人等の申し立てがあったら、まずは調査に入るのだ、アクションを起こさなければならないんだということ踏まえての加筆になっております。

以下、特段改めての修正箇所はありません。委員長、以上でございます。

**(保坂委員長)** では、これまでの部分全て含めてで良いと思います。ご質問、ご意見があればお願いします。大きくは、8頁の学校対策委員会の部分と14頁の重大事態が付け加わったということによろしいですね。

14頁の部分加わるのは、やむを得ないんでしょうね。日本語としてどうなんですか。「なお、」の後に、「その時点・・・としても」とあって、どうしても必要とは思にくい。これも取手の事件があつてのことだと考えると、こうした文章を入れ込むのはわかるんですが。言っていることは、調査しなさいということと、調査しないでという最後に書いてある部分で、これは書いてあるわけですから、その時点でという部分は入らないのではないかなと思うのですが。どうなんですか。日本語としてふさわしくないように感じます。

**(黒川委員)** ちょっとした念押しが入り込んでいんでしょうか。「考えたとしても」という部分を、いかなる場合も、といったようにまとめたいですね。これも、基本的には国の基本方針を踏襲しているということですね。

**(保坂委員長)** どちらかと言うと、速やかにとかの方が、本来に合っているような気がします。後ろにこれだけ言っていますからね。

**(黒川委員)** 申し立てられてしまうと、学校は調査しなければならないのですから、速やかにがいいような気がします。

**(小田主任指導主事)** 「その時点で学校が」から「考えたとしても」までを、むしろ速やかにに変える方がわかりやすいように思います。貴重なご意見をありがとうございます。十分、皆様のご意見を受け止めながら検討していきます。

永嶋委員からご指摘、ご助言いただいたところですが、お伝えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

**(永嶋委員)** 私の方で申し上げたのは、国のものを読むと、現場の先生も学校対策委員会に入れてねという趣旨が入っているように思ったので、それを書いた方がいいと思いました。これは、憲法だっていう理念からすると、書きすぎなのかという気もしますが、そのバランスを考えなければいけないと、今改めて思いました。2つ目のいじめであるか否かを判断する機関であるということは、明示されていなかったの、書いていてもいいのではないかと思いました。むしろ明示する必要はないというご意見があれば教えていただければと思います。

**(保坂委員長)** 1点目は、そうなんですよね。今日の改定方針案の大方針で言えば、3年に1回変更されるから、どこまで対応するかという意味では、基本方針で全て対応していたら大変でしょということは合意されましたよね。だとすると、憲法の中にあまり詳しくは入れないという観点からすると、文言の再確認は必要かもしれませんね。今のようなかっこ書きは目立ちますよね。9頁の6行目でしょうか、ここに（PDCAサイクル・・・）とありますが、これも必要であるのかということも含めて、検討していただいてもいいと思います。

2つ目は、基本方針であるからこそ、いじめであるかどうかということは明示した方がいいのではないのでしょうか。

**(小田主任指導主事)** 8頁の「学級担任、教科担任」という部分は新たに示したんですが、不変的な部分でということからは、あまり詳しく入れなくてもいいというのはわかります。しかし、その前に「校長、教頭、主幹教諭」とずらずらと並べているところに、学級担任が入ってこないということが、逆に学級担任が非常に重要な役割を持っているということ、学級担任という制度は不変的に変わらないと思われまますので、強調する意味で、入れたいなという思いがございませう。また、委員さんからご意見をお聞かせいただければと思います。

**(保坂委員長)** ここは、発想の転換が必要だと思います。前回よく見ていなかったんですが、むしろ上の方を今から削るという方が本来的だと思いますね。例えば、特別支援教育コーディネーターとか最近出た言葉ですが、たしか教育相談コーディネーターがこれから先は指名されるという通達が出たと思います。そのように、出るたびにここが増えていくということになる。改定のたびに付け加えていくことになる。それに対応するのか、基本的に対策委員会のメンバーは、学校の関係職員でやるのは間違いないのですから、指定するというのは、先ほどの憲法という考え方からするとどうなのかという気がします。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーも最近の言葉で、今後生徒指導専任なんかというのも出てくるかもしれませんよね。

**(小田主任指導主事)** 今回の改定で、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを具体で入れるというのは、それまでは使っていないんですね。本市の方は、策定段階で入れているんですね。国の方針よりも先取って入れているので、心理や福祉の専門家を、本市ではちゃんと用意しているんだということを強調する意味でも、必要なと思うんです。ただ、委員長から今ご指摘があった特別支援教育コーディネーターであるとか、校内の分掌に関わる立場をこれから新たに出てきたと、毎回毎回盛り込んでいくのかということについては、非常に考えていかなければ

ならないと思います。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーはいかがでしょうか。

**(保坂委員長)** さっき言ったように、細かく入れるか大雑把にするかだと思うんです。大雑把という言葉が悪いですが、まとめてしまうとなると、今言っているチーム学校で対応するという事ですよね。そういうふうにしておけば、どのような職になっても変わらないではないか。それが憲法案だと思います。ただ、こういうふうにする意味もあるので、そこは事務局にお任せします。対応マニュアルにも組織のメンバーがあるのでしたら、そこに入れていくというのが現実的であると思いますね。

**(黒川委員)** かつこ書きの対応で言うと、細かい話になって申し訳ありませんが、いじめ対応マニュアルと連動させて見っていますが、対応マニュアルの3頁に「いじめ問題対策委員会」の細かいことが提示されていますよね。その役割のところを、今回永嶋先生のご意見を踏まえていろいろ変わったというのが網掛けにもなっているのだと思います。改定案の8頁のところ、下から2つ目の○の「いじめに係る情報」というのが何を指すかという解釈が、今回かつこ書きで増えていると思いますが、憲法的な役割と果たすということであれば、かつこ部分を増やすというよりは、むしろ手引きの方を増やすということになりますよね。いじめに係る情報があったときには、緊急の会議を開催するという変わらないアクションについて基本方針で掲げて、いじめに係る情報というのは、「いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む」ということが、手引きで具体的に示されるということですね。

先ほど保坂先生がご指摘くださったPDCAサイクルの実行ということは、今回対応マニュアルに加筆してくれているので、基本方針ではこういう役割であるという宣言だけにしていくということですね。

**(保坂委員長)** さっき言ったことの繰り返しになるかもしれませんが、8頁の(2)新しく加わった網掛けのところというのは、今度の国の基本方針を踏まえると思うのですが、参酌すると、国が言っているのはPDCAをやれと言っているように読めるんですが、学校評価に位置づけるというのは二次というか、国が走りすぎているという気がするので、一案としては「また、学校基本方針に基づく取組の実施状況について」で、そこからとんで「達成目標を設定し、達成状況を評価する。各学校は、それを踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。」とすれば、PDCAサイクルをやれということになりますよね。そんな案もあり得るかなというのが、先ほどの危惧なんです。学校評価に位置づけてしまうと、自動的にいずれは第三者評価を受けると、国は望んでいるのかもしれませんが、それはちょっと参酌しすぎではないかと思います。現時点では自己評価でいいと、各学校に通達できるのであれば、その方がいいかと思います。第三者評価は重いですよ。学校評価はそこまでやりなさいとなっているのかどうか微妙ですが。当然含んでいると、国の改定をどこまで参酌するかということになりますね。

**(小田主任指導主事)** ありがとうございます。こちらを追加するに当たって、さきほど黒川委員からもご指摘があったように、学校評価というものはそもそも3種類あって、自己評価、関係者評価、第三者評価なんです。保坂委員長がかみ砕いてご説明いただきましたが、現段階では関係者評価であって、第三者評価はすぐわないんです。学校が1年間、どのようなアクションをやったのかということを教職員がしっかりと確認しましょう。そこで足りない部分があったらば、次年度に向けて生かしていきましょう、改善を図っていきましょうということであると思うんです。ただ、自己評価となったときにも、評価項目に位置づけていかなければならないんです。そうすると、

ここの文言を学校評価ではなく自己評価と置き換えてしまったときに、その後の文言が生きてくるのかということなるかと思うんです。いかがでしょうか。

**(保坂委員長)** 保坂案は、自己評価も使わずグレーで、「について」にしてしまえばいいと思うんですが、そこはお任せします。

**(小田主任指導主事)** 評価項目に入れる入れないの段階は、また次の段階で考えていくことであって、あくまでもPDCAサイクルのもとに、学校評価という形でなくても、さっき言ったような資料等を使いながら必ず見直しを図りましょうということがわかれば、それで十分ではないか。他の政令市のものを見させてもらったときに、努力義務ではないけれど、それを必ずやりなさいではなくて、そうなるように教育委員会で働きかけるということを、改定案で示しているところもございました。

**(保坂委員長)** 他にはいかがでしょうか。

今ので、7頁に戻って、(1)がタイトルなのですが、付け加わった部分が「達成目標の評価」となっているんですが、「達成目標の評価と改善」という、はっきりPDCAなんだとした方がいいのではないのでしょうか。

**(永嶋委員)** 憲法的な意味合いということで改めて見直してみると、結構細かいことが入っている。一方で、「いじめ問題への取組の点検表」を見てみると意外と抽象的な表現が多くなっている。もともと、ことが抽象的にしか評価できないものであることは確かだと思うのですが、むしろこうした例を具体的に、評価しやすい、客観的な評価にならないものかと思います。全体的に評価しやすいものにしていくのがよろしいのではないかと思います。最後の表というのは、具体的ににくいものなんでしょうか。

**(保坂委員長)** これから改定を考えているということですよ。

**(小田主任指導主事)** 本日いただいたご意見を踏まえて、教育支援課での見直しになろうかと思えます。いろいろな形があろうかと思えます。例えば、組織としての、校内いじめ対策委員会としてのチェック表があってもいいと思えますし、そういったものも含めて、一種類だけでなく何種類かを考えていく必要があるかと思えますし、より個人個人が自己評価をしていくのであれば、具体的なものが存在しても良いかと思えます。それらは、今後整理をして、30年度のスタートに間に合うようにと考えています。まだまだ途上の段階であるのご理解いただければと思います。その上で何か気になる点やご意見があればと思います。

**(保坂委員長)** こういうアンケートというか、学問的なものというのはどんどん詳しくなっていく傾向に、項目が増えていく傾向にあるんです。これは事務局にお任せしているんですが、これをつける先生の負担が少なくなるように、項目数は減らした方がいいと思います。今でも学校現場は調査で疲弊していますから。それこそ自己評価は何種類やっているんだろうかという状態ですから。これ自体が、20を超えることがないようにしてほしいと思います。

**(小田主任指導主事)** ご指摘があったように整理をしていきたいと思えます。増やせばいいというものではありませんから。むしろ、評価する意味があるものを整理していきたいと思えます。

**(永嶋委員)** 主観ではないですか。主観でも、よくとれるものなんでしょうか、アンケートいうものは。

**(保坂委員長)** 今、アンケートを主観で取るという意識が下がっていて、こうやって取ると数値化され、客観的な指標になっちゃうんですね。元をたどれば主観だという当たり前のことが了解され

なくなってきていると思います。主観を数値化したに過ぎないものです。

**(永嶋委員)** 現場はそうなりがちであるということですね。

**(保坂委員長)** 今の学校の状況を踏まえると、数値化して示さざるを得ないという状況があります。

**(永嶋委員)** それがどれだけ重みのある数値なのかというと、疑問符がつくんですよね。

**(保坂委員長)** 今状況が4段階になっていますが、あまり細かくつける意味がないのであれば、4より3の方がつけやすいと思います。概ねとあまりの間に迷うのであれば、だいたい、短い時間でつけられる配慮をしていただいた方がいいんじゃないかと。イトウの間に大きな意味があるのであればつけていただく必要がありますが、あまり意味があるようには思えません。

**(小田主任指導主事)** ありがとうございます。大いに参考になります。

**(星委員)** 確認なんです、見直しというのが、法が出来て5年ですか。5年が過ぎたら見直そうというのが、文科省の基本的な考え方でやったわけですね。今やっていることも、法律が変わったわけではないから、基本的には何も変わっていないんですよね。ただ、この法律ができて今までの間の、例えば取手のことなどが教訓になっていることが、いくつか出ているんですよね。それらを見て、運用面で見直そうということですね。これは、一番大事な学校と名のつくところは、学校でいじめ対策委員会を作らなければならない。現実的には、作っていない、作ったとして運用されていないのが7割ですね。私は、千葉市の学校いじめ対策委員会のメンバーに任命されているんです。実際に学校の現場を見てみると、はっきり言って何も学校はやっていないんです。だから、文科省なり大きな市でも、常設のものを作っているのは千葉市だけですね。他は作っていませんよね。だから、取手みたいに具体的な事案が起きると、委員会を作るところから始めなければいけない。いじめがあった、いじめが重大事態ではないかということがあったときに、学校は即答するなということですね。これは、今までの現実を追認するというか、改めて文科省が文書で示したという形かと思うんです。そういう意味では、説明してくれたことが県下のいくつかの事例を踏まえていると思います。千葉市のやり方はこれでいいなと、いい見直し案だと思っています。

**(保坂委員長)** いかがでしょうか。法律は、何年おきでしたか。

**(小田主任指導主事)** 3年おきですね。ですから、次は31年になろうかと思います。

**(保坂委員長)** 今回の改定の大きな要因になっているのは、都道府県別のいじめの認知件数があまりに違うというのだと思っているので、それには十分対応出来ていると思っています。今後、これは憲法であるという考え方を大切にして、こまかいことはいじめ対応マニュアルでやっていくということでいいんじゃないでしょうか。

それでは、協議としては区切りをつけて、事務局にお返ししたいと思います。

## ○教育次長お礼の言葉

それでは、閉会に当たりまして一言ご挨拶させていただきたいと思います。前回、そして今回の2回にわたりまして、委員の皆様には各ご専門のお立場から貴重なご意見を頂戴すると共に、本日を含めまして慎重かつ緻密な討議をしていただきまして、深くお礼を申し上げます。お陰様をもちまして、2回の議論の中で改定案についての考え方の整理ができ、方向性がほぼ出来上がったかと思います。本日いただきました基本方針の作成に当たっての考え方等を、さらに整理をさせていただきまして、ご報告をさせていただきたいと思います。いじめ防止につきましては、千葉市も「千葉市で学んで良かった」と思える教育を目指している中でも、重要なウェイトをしめていると思います。基本方針に基づいて対応していきたいと思います。委員の皆様におかれましては、ご多忙なところかと思いますが

が、引き続き当委員会を通しまして、ご指導いただきますようお願い申し上げて、簡単ではございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

#### ○連絡

**(小田主任指導主事)** 本冊資料の表紙に、次回の予定がございます。今一度ご確認をお願いします。次回は年を明けて2月7日水曜日、時間と会場は本日と同じでございます。また、近づきましたら事務局からご案内申し上げます。よろしくをお願いします。

#### ○閉会

**(福本教育支援課長)** 以上を持ちまして、第2回いじめ等の対策及び調査委員会を閉会させていただきます。